

## 令和5年度過疎対策関係予算

府省名:国土交通省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年 度比 (B/A)	令和4年度 補正予算額	備 考
1. 道路事業 ※ ※※ ※※※	2,110,940	2,118,262	7,322	100.3%	374,504	都道府県による代行事業制度の活用を図る等、過疎地域における道路整備を推進。  12. 過疎地域における除雪体制の確保のための支援の充実のうち、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づく積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画による除雪支援を含む。
2. 治水事業等 ※ ※※ ※※※	873,287	876,670	3,383	100.4%	292,292	河川整備等の治水対策の推進。
3. 海岸事業 ※ ※※ ※※※	32,223	32,223	0	100.0%	18,098	津波・高潮・侵食対策としての海岸保全施設の整備。

## 令和5年度過疎対策関係予算

府省名:国土交通省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年 度比 (B/A)	令和4年度 補正予算額	備 考
4. 下水道事業 ※ ※※	61,359	77,295	15,936	126.0%	7,592	生活環境の整備を図るため、都道府県による代行事業制度の活用を図る等、過疎地域における下水道事業を推進。過疎地域の下水道事業に対する支援の充実。
5. 港湾の整備 ※ ※※ ※※※	243,903	244,403	500	100.2%	80,277	過疎地域における安定した住民生活を確保するための港湾施設の整備を通じて、離島航路の就航率の向上や人流・物流の安全の確保を図る。
6. 地域公共交通確保維持改善事業	20,692の内数	20,692の内数	0	100.0%	49,920の内数	・地域公共交通活性化再生法による地域旅客運送サービス継続事業に対する支援等、地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組等を支援。

## 令和5年度過疎対策関係予算

府省名:国土交通省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年 度比 (B/A)	令和4年度 補正予算額	備 考
7. 過疎地域におけるインバウンド支援策の充実(訪日外国人の受入環境整備等への支援、過疎地域への誘客促進等)	14,007の内数	10,876の内数	△ 3,131	77.6%	0	国内交流人口の拡大に取り組みつつ、コロナ後のニーズ変化も踏まえ、地域の魅力向上と持続可能な観光地域づくりを行うとともに、観光産業の高付加価値化に取り組み、観光立国復活に向けた基盤を強化する。 また、インバウンド回復に向けた戦略的取組を実施し、地方への誘客強化・消費拡大に取り組む。
	8,095の内数	19,731の内数	11,636	243.7%	0	一般会計観光庁予算額より、国際観光旅客税充当事業分を差し引いたものを記載 国際観光旅客税充当事業について記載
	73	55	△ 18	74.9%	0	エリアや事業を超えた、よりシームレスで快適性・利便性の高い交通サービスの実現を目指すため、各地のMaaSの取組の連携、各地域内における交通事業者のみならず他分野の事業者の連携等の促進を図る。

## 令和5年度過疎対策関係予算

府省名:国土交通省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額  (A)	令和5年度 当初予算額  (B)	対前年度比較 増(△)減額  (B-A)	対前年 度比  (B/A)	令和4年度 補正予算額	備 考
9. 過疎地域における移動手段確保のための革新的技術の活用への支援の充実(自動運転)						○無人自動運転等のCASE対応に向けた実証・支援事業 ※経済産業省予算 経済産業省と連携し、政府目標である「2022年度目途での遠隔監視のみの自動運転移動サービスの実現」やサービスの全国展開に向けた取組を促進する。
10. 過疎地域における除雪体制の確保のための支援の充実	84	84	0	100.0%	0	屋根雪下ろし等の除排雪作業中における死傷事故の抑制のために、将来を見据えた戦略的な方針の策定と、持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む自治体を支援する。(左記の内数)。  積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づく積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画による除雪支援は、1. 道路事業にて計上。
11. 過疎地域における克雪住宅整備に対する支援 ※ ※※						豪雪地帯等の過疎地域において、地域の住宅政策の一環として整備される、融雪式(電気等のエネルギーを用いて屋根雪を融かす方式)の住宅の整備等、雪に強い居住環境の整備に向けた取組に対し支援を行う。

## 令和5年度過疎対策関係予算

府省名:国土交通省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	対前年度比較 増(△)減額	対前年 度比	令和4年度 補正予算額	備 考
	(A)	(B)	(B-A)	(B/A)		
12. 空き家の利活用や 除却の支援の強化 ※ ※※	4,500	5,400	900	120.0%	0	市区町村が実施する空き家の除却、活用に係る費用の一部について支援を行う。

・金額については、すべての事項について過疎地域分を分計できないため全国一括計上している。また、この他に、地方創生推進交付金(内閣府計上)がある。

※ この他に、社会資本整備総合交付金(令和4年度当初予算:5,817億円、令和5年度当初予算額:5,492億円)がある。

※※ この他に、防災・安全交付金(令和4年度当初予算:8,156億円、令和5年度当初予算額:8,313億円)がある。

※※※デジタル庁一括計上分を含まない。

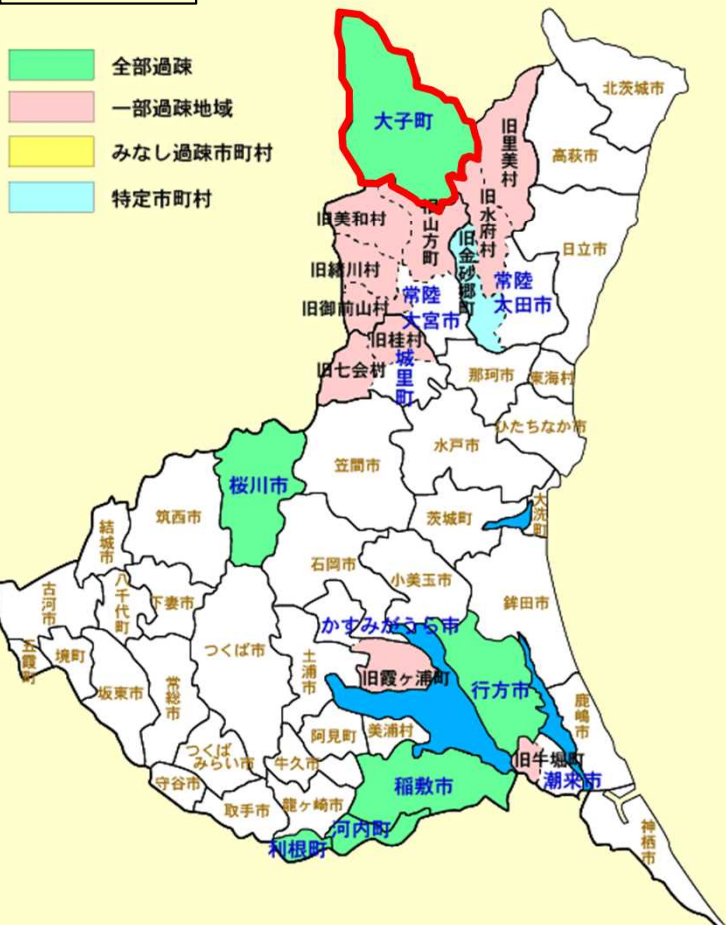
- 過疎地域における道路整備は、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等により支援
- 都道府県による代行事業制度の活用を図る等、過疎地域における道路整備を推進

## <過疎地域での道路整備事例>

だいご はぬきだ  
[大子町] 町道105号線(羽抜田橋) (茨城県が代行事業にて整備)

### 茨城県

- 全部過疎
- 一部過疎地域
- みなし過疎市町村
- 特定市町村



(整備前)



(整備後)

はぬきだ  
**町道 105号線(羽抜田橋)**  
事業期間：平成29年度～令和3年度  
事業延長：0.08km  
事業費：約2.5億円  
事業主体：茨城県(代行事業)  
事業目的：

- ・狭小区間の解消による交通円滑化
- ・観光連絡道路整備による地域活性化



(整備後)

# 治水関係事業

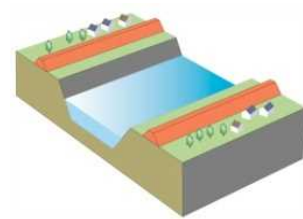
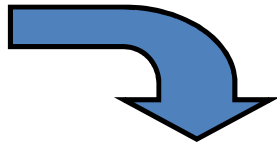
治水事業等 令和5年度予算 8,767億円の内数  
※ 他に社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金がある

○過疎地域等を対象に、治水対策を実施。

○築堤や河道掘削、ダムの整備等を計画的に推進し、地域の水害の防止・軽減を図る。

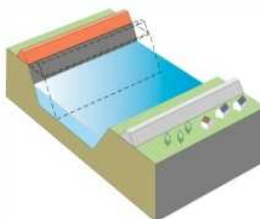
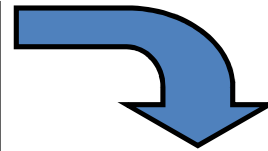
## ◆築堤・かさ上げ

堤防を造り水の流れる断面を大きくする。



## ◆引堤

川幅を広げることにより河川の水の流れる断面を大きくし、水位を下げる。



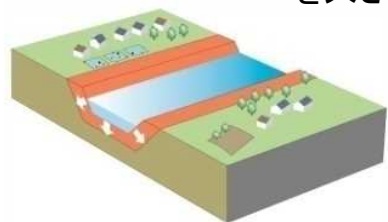
## ◆ダム

洪水時の流量が多いときに河川水を一時的に貯留する。



## ◆河道掘削

河道を掘削して水の流れる断面を大きくし水位を下げる。



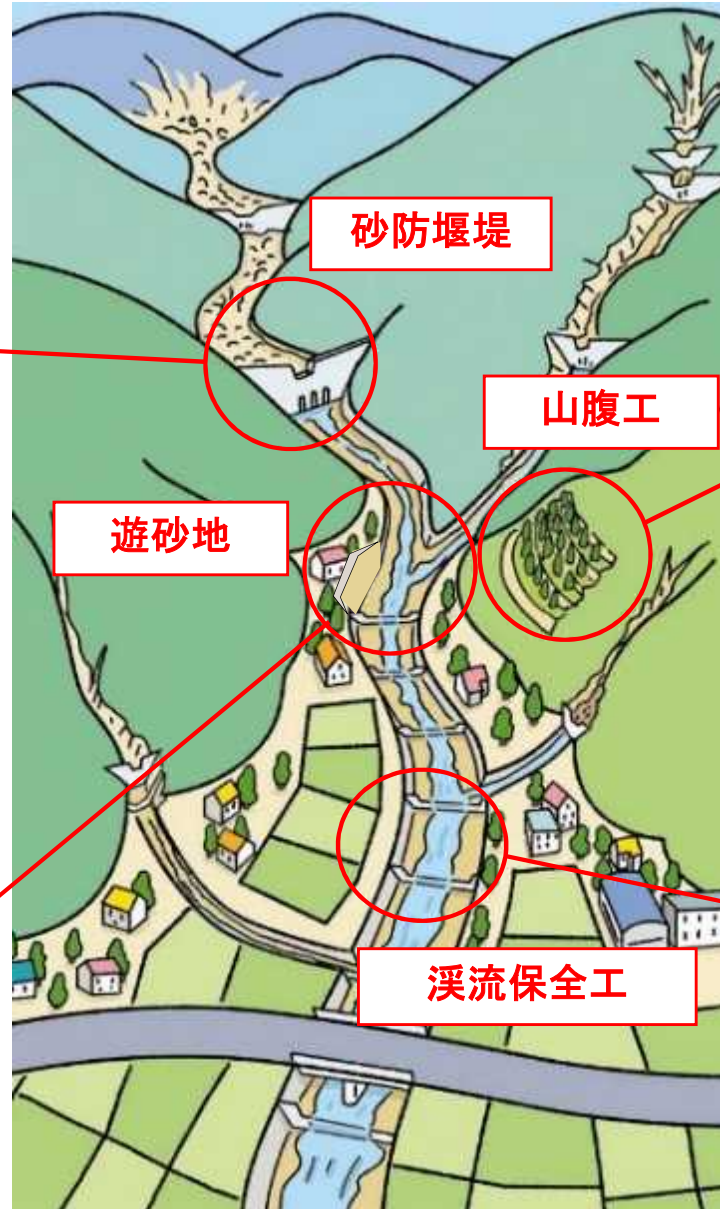
# 砂防関係事業

治水事業等 令和5年度予算 8,767億円の内数  
※ 他に社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金がある

○ 過疎地域等を対象に、土砂災害対策を実施。

## ●砂防堰堤

上流からの土砂流出をコントロールする(調節機能)とともに、溪岸の崩壊、溪床の侵食、流木の流出を防ぎ、下流での被害を防止する。



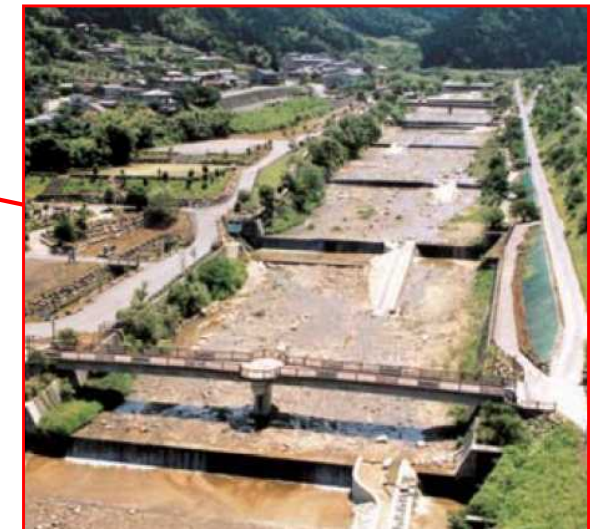
## ●山腹工

山腹に土留、排水工、植栽等を施工することで、山腹の崩壊や土砂流出を防ぎ、植生の回復を図る。



## ●溪流保全工

扇状地などにおいて床固工、護岸工などを組み合わせることにより、乱流・偏流を制御するとともに、溪岸・溪床の侵食を防止する。



## ●遊砂地

河川流路を広くすることにより、上流からの流出土砂を貯留し、下流での被害を防止する。





# 海岸事業における津波・高潮・侵食対策

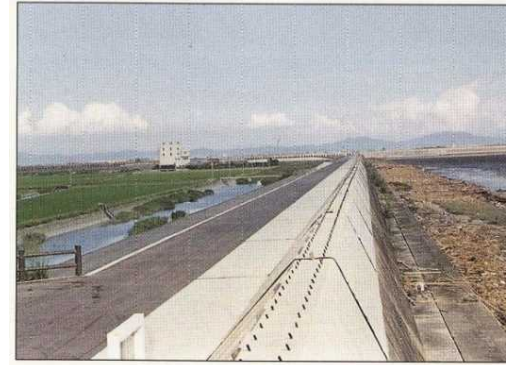
海岸事業 令和5年度予算 322億円の内数  
※ 他に社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金がある

## 人工リーフ

人工リーフに波が当たり消波することによって越波を減少させ、また、漂砂を抑制することによって汀線の維持・回復を行う



## 水門 背後地への津波・高潮の侵入を防ぐ



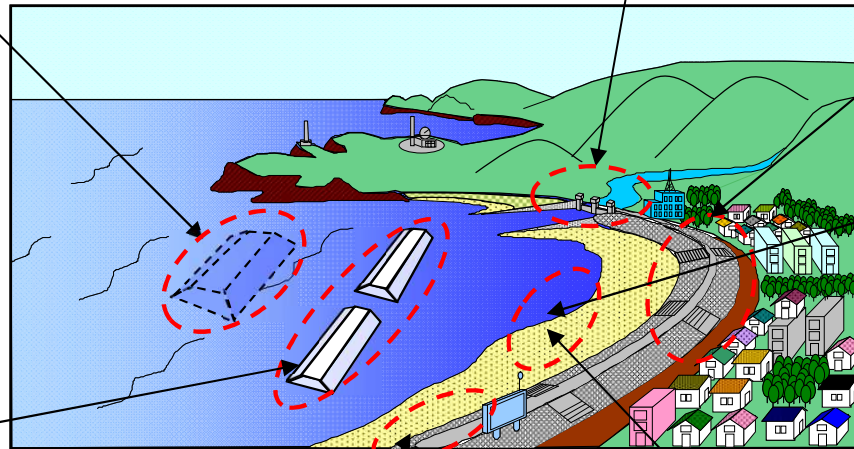
## 海岸堤防

背後地への津波・高潮による海水の侵入を防止し、また波浪による越波の減少や、海岸侵食も防止する

## 離岸堤



離岸堤に波が当たり消波することによって越波を減少させ、また、漂砂を抑制することによって汀線の維持・回復を行う



## 消波工



外海から侵入する波のエネルギーを減殺して、堤防等の構造物に作用する波の力を小さくする

## サンドリサイクル

流れの上手側の海岸で侵食を受け、下手側の海岸にたまった砂を上手海岸に戻し、砂浜を復元する



## 養浜

波によって海岸の砂が削り取られた海岸等に再び砂を戻す

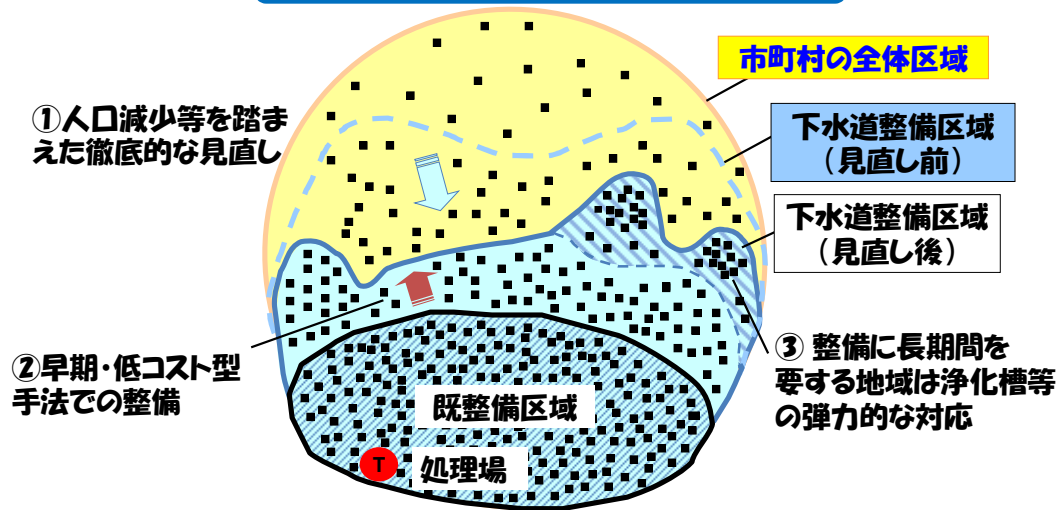


○ 過疎対策関係予算に係る下水道事業については、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等により、推進している。

## 未普及対策

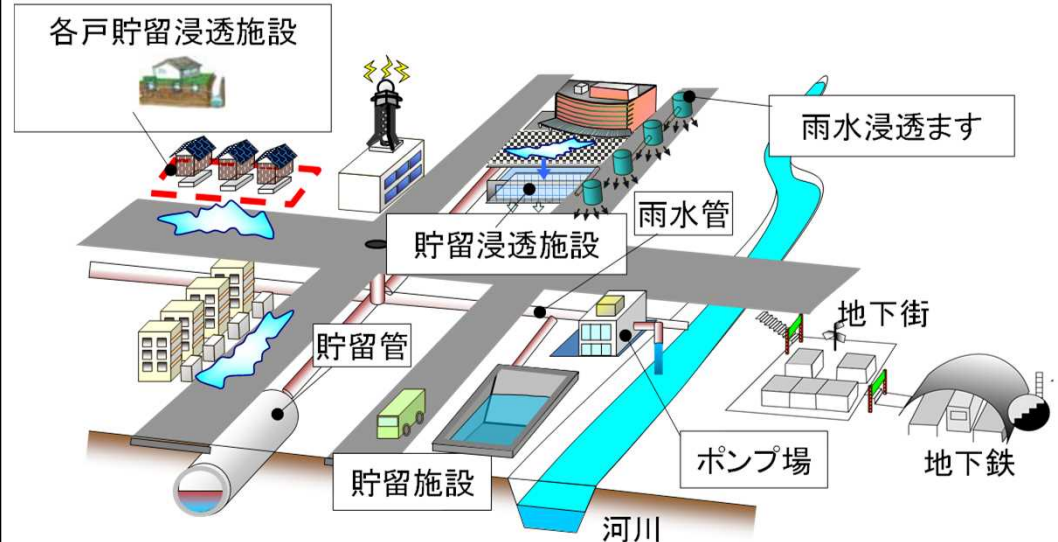
○ 地域の実情に応じた下水道区域の見直し、低コスト技術の導入、民間活用の支援等により、汚水処理の概成を実現。

### 下水道計画区域の見直し



## 浸水対策

○ 被害の重大性、対策の緊急性を踏まえ、雨水管や雨水貯留施設の整備等の浸水対策を推進。



- 公共交通は「地域の足」として不可欠なサービスであり、条件不利地域の離島における住民生活の安定の確保をするため、離島航路の就航率の向上や人流・物流の安全確保のための防波堤及び岸壁等の整備、離島ターミナルのバリアフリー化を推進する。

## 荒天が発生した際の離島への影響例



定期フェリー欠航に伴う生活物資の品切れ(奄美市)



定期船入港前のスーパー(宮古島市)



荒天時の定期船の入港かみなと(神湊港)

## 就航率の向上や人流・物流の安全確保のための整備例



かふか  
香深港(礼文島)



りょうつ  
両津港(佐渡島)

## 地域公共交通確保維持事業

(地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

### ○地域間幹線バス交通・地域内フィーダー交通の運行

- ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入等を支援
- ・過疎地域等のコミュニティバス・デマンドタクシー・自家用有償旅客運送等の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- ・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援

### ○離島航路・離島航空路の運航

- ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である、離島航路・離島航空路の運航等を支援

### ○エリア一括協定運行 **新設**

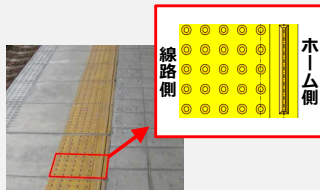
- ・交通事業者が一定のエリアを一括して運行 (**エリア一括協定運行**) する場合における長期安定的な支援



## 地域公共交通バリア解消促進等事業

(快適で安全な公共交通の実現)

- バリアフリー化のためのノンステップバス・福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 地域の鉄道の安全性向上に資する設備の更新
- 障害者用ICカードの導入 等



## 地域公共交通調査等事業

(持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定)

- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査
- **ローカル鉄道に係る官民共創による公共交通再構築**を促すため、**協議会の開催、調査事業、実証事業**等を支援 (**地域公共交通再構築調査事業**) **新設**

## 支援イメージ

### ①調査・戦略策定

データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。



マーケティング調査

### ②滞在コンテンツの充実

地方部への誘客や繁閑差の解消、三密回避にもつながる地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。



廃線ハイキング



自然を活用したアクティビティ

### ③受入環境整備

地域内の感染症対策や観光地の混雑状況の情報提供など、安心して観光を楽しめる環境づくりを支援。



観光地の混雑状況の情報提供

### ④旅行商品流通環境整備

旅行商品の国内外OTAへの掲載、旅行会社との商談会などを支援。



商談会への参加

### ⑤情報発信・プロモーション

WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。



WEBを活用したエリア内の魅力発信



## 政府目標

- 遠隔監視のみの自動運転移動サービスを開始(2022年度目処)
- 公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスについて、  
2025年を目途に50か所程度の地域で、2027年までに全国100か所以上で実現

## これまでの取組

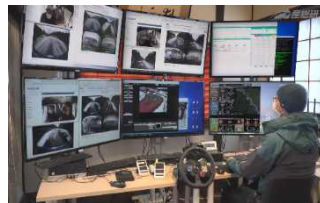
- 最寄駅等と目的地を結ぶ「ラストマイル自動運転」について、経産省と連携し、2017年度より、車両技術の検証やビジネスモデルの検討のための実証実験を全国で実施。
- 2021年3月に、福井県永平寺町において、全国で初めてレベル3でのサービスを開始。
- また、2020年度には、全国5地域において、中型自動運転バスの実証実験を実施。

### 全国初のレベル3運行(福井県永平寺町)

- 2020年12月に、1人の遠隔監視・操作者が3台の無人自動運転車両を運行する形(自動運転レベル2:遠隔監視・操作者が3台を常時監視)で試験サービスを開始
- 2021年3月に、自動運転レベル3でのサービス開始



1人の遠隔監視・操作者が  
3台の無人自動運転車両を運行



遠隔監視・操作室

### 中型自動運転バスの実証実験

- 2020年度に、全国5地域において、中型自動運転バスの実証実験を実施。

滋賀県大津市	2020年7月12日 ~9月27日
兵庫県三田市	2020年7月20日 ~8月23日
福岡県北九州市	2020年10月22日 ~11月29日
茨城県日立市	2020年11月30日 ~2021年3月5日
神奈川県横浜市	2021年2月9日 ~2021年3月5日



滋賀県大津市



神奈川県横浜市

## 今後の取組

- 遠隔監視のみ(レベル4)自動運転サービスの実現やサービスの全国展開に向けて、技術開発・実証等を推進

※令和4年度予算要求:経済産業省「無人自動運転等のCASE対応に向けた実証・支援事業」

# 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金

令和5年度予算 75百万円

## 目的

豪雪地帯において除排雪時の死傷事故が多発していることを踏まえ、交付金制度を創設し、将来を見据えた戦略的な方針の策定と、持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む自治体を支援する。

## 【対象事業】

- **地域安全克雪方針策定への支援**（地域安全克雪方針策定事業：補助率10/10） ※策定主体は市町村  
自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための地域のルールや各主体の取組を定める地域安全克雪方針の策定に対して重点的な支援を行う。
- **方針策定に向けた試行的取組への支援**（安全克雪事業：補助率1/2）  
方針策定に並行して行う試行的な取組に対して支援を行う。

### <取組の例>

- ・ 多様な主体の参画による除排雪の体制づくり  
（要援護世帯への屋根雪下ろし支援や  
除排雪のための装備・資機材の購入を含む）
- ・ 安全講習会の開催等、除排雪の担い手の育成
- ・ 克雪住宅化やアンカー設置に関する普及活動
- ・ 除排雪に関する自動化、省力化等に資する技術の導入 等



雪下ろし実技講習

## 【事業主体】

- 道府県、市町村



社会資本整備総合交付金の内数(令和4年度当初予算:5,817億円、令和5年度当初予算:6,900億円)  
 防災・安全交付金の内数(令和4年度当初予算:8,156億円、令和5年度当初予算:9,677億円)

# 社会資本整備総合交付金等による克雪住宅等整備の支援

## ○ 社会資本整備総合交付金等の効果促進事業等を活用した雪に強い居住環境の形成促進

社会資本整備総合交付金等により、地域の住宅政策の一環として行われる雪に強い居住環境の整備に向けた取り組みを支援。

(地方公共団体が、克雪住宅等※を整備する住宅所有者等に対して整備費の一部を助成する場合に、当該交付金等を活用することが可能。)

※除雪時の落下事故防止のための命綱固定アンカー設置を含む。



## ○ 令和3年度、市町村の助成により整備された克雪住宅は641戸

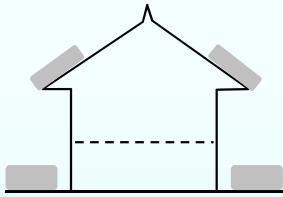
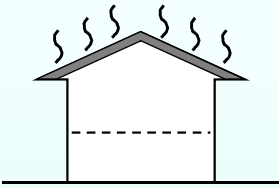
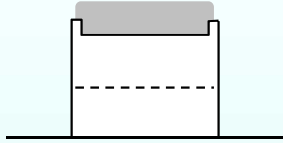
(うち253戸を社会資本整備総合交付金等を活用し整備。) 【出典】国土交通省:豪雪地帯基礎調査(速報値)

### (参考) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)

第十三条の二の二 国及び地方公共団体は、克雪住宅(融雪等の措置が講じられた住宅をいう。)の普及が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

第十三条の二の三 国及び地方公共団体は、除排雪中の事故の発生を防止するため、既存の住宅等への命綱固定アンカー(命綱(転落を防止するために人が装着する墜落制止用器具に接続するロープをいう。以下この条において同じ。))の一端を固定するために建築物の屋根に堅固に固定された金具その他これに類する設備をいう。)の設置の促進及び命綱等の除排雪の安全を確保するための装備の普及が図られるよう適切な配慮をするものとする。

## 克雪住宅の種類

①落雪式	②融雪式	③耐雪式
		
屋根の急勾配、又は滑りやすい屋根材を用いて雪を自然に滑り落とす方式	灯油、ガス、電気等のエネルギーを用いて屋根雪を融かす方式	2～3m程度の積雪荷重に耐えられるように住宅の構造を強くする方式

## 活用事例

【新潟県十日町市】

### 落雪式住宅



フッ素加工の屋根にあわせて高床式化した自然落雪構造の住宅の新築に対する助成。

※平成21年度以前は、地域住宅交付金等により同様の支援を実施

【富山県南砺市】

### 融雪式住宅



既存住宅への屋根融雪装置の設置に対する助成。

# 空き家対策総合支援事業

令和5年度予算額:54億円(令和4年度  
予算額:45億円)

空家法の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却に係る取組や、NPOや民間事業者等がモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事等を行う場合に支援する。(事業期間:平成28年度～令和7年度)

## 事業内容

### <空き家対策基本事業>

- 空き家の活用(設計費等を含む) **拡充**  
【補助率:直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】
- 空き家の活用か除却かを判断するためのフィージビリティスタディ **創設**  
【補助率:直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】
- 空き家の除却※1(設計費等を含む) **拡充**  
【補助率:直接2/5※2、間接2/5(かつ市町村の1/2)】
  - ① 特定空家等の除却(行政代執行・略式代執行等に係る除却費用のうち回収不能なものを含む)
  - ② 不良住宅※3の除却
  - ③ 上記以外の空き家の除却※4
- ※1 m当たりの除却単価の算出が困難な空き家に付随する煙突や門塀等の除却、吹き付けアスベスト等の除去に係るかかり増し費用を補助対象に追加 **拡充**
- ※2 市町村が行政代執行等によりやむを得ず行う特定空家等の除却の補助率を1/2に引き上げ **拡充**
- ※3 市町村が所有する不良住宅の除却は補助対象外 **見直し**
- ※4 市町村が所有する建物の除却のみの交付申請を行う場合は補助対象外 **見直し**
- 空き家を除却した後の土地の整備【補助率:直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】
- 空家等対策計画の策定等に必要空き家の実態把握【補助率:直接1/2】
- 空き家の所有者の特定【補助率:直接1/2】

### <空き家対策附帯事業>【補助率:直接1/2】

- 空家法に基づく代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を行う事業※5 **拡充**  
※5 改正民法による所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度を活用する際に必要となる予納金等の法務的手続費用を補助対象に追加

### <空き家対策関連事業>【補助率:各事業による】

- 基本事業とあわせて実施する以下の事業  
・住宅地区改良事業等計画基礎調査事業※6 等 **拡充**
- ※6 地域の拠点等かつ空き家が集中しているエリアにおいて、市町村が空き家の活用に向けて行う現況調査については、補助限度額を引き上げ(1,074千円/ha→1,528千円/ha)

### <空き家対策促進事業>【補助率:直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

## <空き家対策モデル事業>(NPOや民間事業者等が実施するもの)

### ① 調査検討等支援事業 **拡充**

以下の1から3のいずれかのテーマに該当する創意工夫をこらしたモデル性の高い取組に係る調査検討※やその普及・広報等※への支援【補助率:定額】

- |  |                                       |  |
|--|---------------------------------------|--|
| 1. 空き家に関する相談対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築等 | 2. 空き家の活用等に資するスタートアップなど新たなビジネスモデルの構築等 | 3. ポスト・コロナ時代を見据えて顕在化した新たなニーズに対応した空き家の活用等 |
|--|---------------------------------------|--|

※ 将来的に空き家の改修工事・除却工事等を行う前提の取組又は市町村が作成する空家等対策計画に沿って行われる取組であること

### ② 改修工事等支援事業 **創設**

創意工夫をこらしたモデル性の高い※空き家の改修工事・除却工事等への支援【補助率:活用1/3、除却2/5、除却とあわせて行う土地の整備1/3】

※ 上記①の調査検討等支援事業に加えて本事業を実施する場合は、この限りではない。

## 補助事業者・補助率

基本事業	空き家所有者等が実施※	市町村が実施
活用・土地整備	国1/3、市町村1/3、所有者等1/3	国1/2、市町村1/2
除却(代執行等)	-	国1/2、市町村1/2
除却(上記以外)	国2/5、市町村2/5、所有者等1/5	国2/5、市町村3/5

※市町村による補助制度の整備が必要

モデル事業	NPO・民間事業者等が実施
調査検討等	定額
活用・土地整備	国1/3、NPO・民間事業者等2/3
除却	国2/5、NPO・民間事業者等3/5

# 空き家再生等推進事業

社会資本整備総合交付金の内数(令和4年度当初予算:5,817億円、令和5年度当初予算:6,900億円)  
 防災・安全交付金の内数(令和4年度当初予算:8,156億円、令和5年度当初予算:9,677億円)

空家等対策計画に定められた空家等に関する対策の対象とする地区において、居住環境の整備改善を図るため、空き家の活用、空き家・不良住宅の除却等に取り組む地方公共団体に対して支援する。

## 事業内容

- 空き家の活用(設計費等を含む) 拡充  
【補助率:直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】
- 空き家の活用か除却かを判断するためのフィジビリティスタディ 創設  
【補助率:直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】
- 空き家の除却(設計費等を含む) 拡充  
【補助率:直接2/5、間接2/5(かつ市町村の1/2)】
- ※ 1㎡当たりの除却単価の算出が困難な空き家に付属する煙突や門塀等の除却、吹き付けアスベスト等の除去に係るかかり増し費用を補助対象に追加 拡充
- ※ 市町村が略式代執行等によりやむを得ず行う特定空家等の除却の補助率を1/2に引き上げ 拡充
- ※ 市町村が所有する不良住宅の除却は補助対象外 見直し
- ※ 市町村が所有する建物の除却のみの交付申請を行う場合は補助対象外 見直し
- 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握【補助率:1/2】
- 空き家の所有者の特定【補助率:1/2】
- 空き家の除却後の土地の整備【補助率:直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】  
(地域活性化要件が適用されない不良住宅を除却した後の土地を、公益性の高い用途で10年以上活用を行う場合)

(参考)住宅地区改良事業等計画基礎調査事業 拡充  
 地域の拠点等かつ空き家が集中しているエリアにおいて、市町村が空き家の活用に向けて行う現況調査については、補助限度額を引き上げ(1,074千円/ha→1,528千円/ha)

空き家の除却



居住環境の整備改善のため、空き家を除却

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を活用し観光交流施設を整備

## 補助事業者・補助率

	空き家所有者等が実施※	市町村が実施
活用・土地整備	国1/3、市町村1/3、所有者等1/3	国1/2、市町村1/2
除却(略式代執行等)	-	国1/2、市町村1/2
除却(上記以外)	国2/5、市町村2/5、所有者等1/5	国2/5、市町村3/5

※市町村による補助制度の整備が必要